

○健康食品による健康被害事例に対する取組みについて

(平成14年7月19日)

(食新発第0719002号)

(各都道府県・各政令市・各特別区食品衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬局食品保健部企画
課新開発食品保健対策室長通知)

中国から輸入されたいわゆるダイエット用健康食品の摂取後に発生した健康被害事例が多数報告されていることから、錠剤、カプセル、粉末等の医薬品的な形態をしいわゆる健康食品(以下「健康食品」という。)についての適切な取扱いのため、下記により、関係部局との十分な連携を図りつつ、適切に対応いただきますようお願いいたします。なお、別紙のとおり、関係団体あて通知しましたので、ご了承ください。

記

- 1 営業者の監視指導の際、健康食品について医薬品にのみ使用が認められている成分が含有されていたことや薬事法違反のおそれのある効能効果の表示や広告を発見した場合には、薬事部局に通報するなど、その連携を密にして、当該健康食品について適切な対策がとられるよう措置すること。
- 2 健康食品の摂取により健康被害が発生したとの苦情があった場合には、昭和63年11月30日付け衛新第20号「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針等について」の別添2に基づき、対応方いただいているところである。その際、薬事部局と十分な連携を図りつつ、被害状況を十分に確認し、報告すること。